

令和 6 年度 見附市保育料基準額表（保育認定）

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保育料（1人当たりの月額）	
階層区分	定義	3歳未満児	
		保 育 標準時間	保 育 短時間
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A 階層を除き、当該年度の 4 月分	0	0
C	から 8 月分までの保育料の算定にあっては前年度分の、当該年度の 9 月分	11,000	10,800
D1	から 3 月分までの保育料の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	13,000	12,800
D2		15,000	14,700
D3		17,500	17,200
D4		19,000	18,700
D5		22,000	21,600
D6		26,000	25,600
D7		29,000	28,500
D8		32,000	31,500
D9		35,500	34,900
D10		37,500	36,900
D11		38,500	37,800
D12		41,000	40,300
D13		43,500	42,800
D14		47,000	46,200
D15		48,000	47,200

備考

- 1 保育料について、同一世帯から 2 人以上の児童が入所している場合は 2 人目の児童が半額となります。3 人目以降の児童は無料となります。（兄弟数は年齢が高い順に数えます。） 保育所の他に幼稚園や認定こども園等を利用している就学前児童も算定対象人数に含めます。ただし、世帯の階層区分が B 階層から D3 階層までのいずれかの場合は、年齢に関わらず、保護者と生計が同一の子どもの範囲内で第何子かを判定します。また、B 階層に認定された世帯については、2 人目以降を無料とします。
- 2 ひとり親家庭等の世帯については、C 階層から D5 階層までのいずれかの場合は、この表の B 階層の額を適用し、2 人目以降の保育料は無料とします。
- 3 市民税所得割額は、扶養親族のうち 16 歳未満の者が 2 人以上いるときは、16 歳未満の扶養親族の数から 1 を引いた数に 19,800 円を乗じた額を減額して算定します。また、配当控除、住宅借入金等特別控除等の税額控除を控除する前の額で算定します。